

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 17 年 9 月 2 日

株 主 各 位

愛媛県松山市千舟町 5 丁目 7 番地 6
(東京本社)

東京都新宿区西新宿 1 丁目 6 番 1 号

株式会社ニッシン

代表取締役社長 寄岡 邦彦

平成 17 年 8 月 4 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成 17 年 11 月 18 日(金曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
 - 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成 17 年 9 月 30 日(金曜日)最終の発行済株式総数に 1 を乗じた株式数とする。
 - 分割の方法 平成 17 年 9 月 30 日(金曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
- 配当起算日 平成 17 年 10 月 1 日
- 当社が発行する株式の総数の増加 平成 17 年 11 月 18 日(金曜日)付をもって当社定款を変更し、発行する株式の総数を 192,000 万株増加して、384,000 万株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以 上

お知らせならびにご注意

- 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
ただし、1 单元(100 株)未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。
- 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成 17 年 11 月 18 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
- 株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 17 年 11 月 18 日にお届出ご住所にお送り申し上げます。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

名義書換代理人

東京都港区芝三丁目33番1号

事務取扱場所

中央三井信託銀行株式会社

郵便物送付先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

および

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先

電話(03)3323-7111(代表)

同 取 次 所

中央三井信託銀行株式会社 全国各支店

日本証券代行株式会社 本店および全国各支店